

今回のテーマ：来年から70歳までの雇用義務化？

Q. 来年にも70歳までの就業確保を講じなければならないよう、法律が改正されると聞きました。それは、本当でしょうか？また、どのような内容でしょうか？

A. 2月4日、70歳までの就業機会の確保を企業の努力義務とする高年齢者雇用安定法などの改正案が閣議決定されました。国会審議を経て成立すれば来年4月にも適用される予定です。ただ、当面は努力義務にて法施行される予定ですので、義務化されるにはしばらくの間、時間はかかりそうです。

現行法においては、希望者全員を65歳まで雇用確保を行うことを企業に義務付けしておりますが、近い将来、70歳までの就業機会の確保を企業に義務づけるということで、企業にとっては人件費負担も考えながら対応策を考えていくこととなります。

今回、70歳までの就業機会の確保措置としては、70歳までの定年延長や継続雇用制度の導入、他の企業（子会社・関連会社以外の企業）への再就職の実現、個人の社会貢献活動参加への資金提供、などが想定されています。。

詳細はこれから明らかになるでしょうが、近い将来、企業としては対応を迫られることとなります。

70歳までの雇用確保が努力義務に！

.....

一般社団法人滋賀県トラック協会 労務顧問
糀谷社会保険労務士事務所 代表 糀谷 博和
〒520-2331 滋賀県野洲市小篠原1205
湖東ビル 2階 2-2号室
TEL 077-518-1960
FAX 077-586-7481
E-mail kojitani@ams.odn.ne.jp
HP http://www.office-kojitani.com/



.....

執筆者プロフィール
滋賀県内外約400社の企業を指導する中で培った人事労務の実務経験をベースにしたセミナーは分かりやすく、実践的であると大好評。最近では、「マイナンバーセミナー」にて新聞・テレビなど、多くのマスコミの取材を受ける。セミナーはもちろん、雑誌への執筆なども積極的に行っている。
日本経営協会、商工会議所、商工会、大学などで、年間約80回以上のセミナーを行う。

労務相談はお気軽に協会までご連絡ください！